

議会運営委員会

令和 7 年 9 月 2 日（火）

午前 10 時 00 分開 会

○南委員長 おはようございます。

まだ暑さが厳しい日が続いておりますけれども、昨日の夕方あたり、かなり涼しい風が吹いて秋の気配を感じるようになってきました。本日は第 3 回の定例会に関する議会運営委員会ということでお集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

まず初めに、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 7 年第 3 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

挨拶ですので立ったままで。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第 63 号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」までの議案が 14 件で、内訳といたしましては、条例の新規制定議案が 1 件、条例の一部改正議案が 5 件、補正予算議案が 3 件、決算関係議案が 3 件、財産取得及び人事案件に係る議案が 2 件であります。

その他、報告第 12 号「令和 6 年度健全化判断比率及び令和 6 年度資金不足比率の報告について」及び報告第 13 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 6 年度事業報告及び決算について」の報告が 2 件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが、提出議案についての説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 7 年第 3 回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された、「こども誰でも通園制度」の実施に伴い、設備や運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、11 ページを御覧ください。

議案第 51 号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、ポスター及びビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13 ページを御覧ください。

議案第 52 号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」につきましては、犯罪被害者に対し深刻な問題となり得る経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、15 ページの議案第 53 号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年、人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目に対応することを目的に、国家公務員に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、18 ページの議案第 54 号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、21 ページの議案第 55 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置の工事を行うことができるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、23 ページの議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から、25 ページの議案第 58 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 3 議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）主要事項説明の 1 ページのほうを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で 7 億 3,41

2万1,000円、国民健康保険事業会計で5,581万8,000円、後期高齢者医療事業会計で1,475万5,000円をそれぞれ歳入歳出に追加するものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。一般会計の歳入であります。

補正の主なものといたしまして、9款地方特例交付金66万1,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

次に、10款地方交付税8,716万1,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものであります。

次に、14款国庫支出金2億134万1,000円の減額は、国市浜公園野球場整備事業に対する社会資本整備総合交付金の交付決定による3億164万5,000円の減額、津波避難タワー整備事業に対する防災・安全交付金1億200万円の追加等によるものであります。

次に、15款県支出金2,894万5,000円の増額は、津波避難タワー整備事業に対するいのちを守る防災・減災総合補助金2,550万円の追加が主なものであります。

17款寄附金1,030万円の増額は、藻類養殖試験事業に対する地方創生応援寄附金1,000万円の追加が主なものであります。

18款繰入金3,690万9,000円の減額は、国市浜公園整備等基金繰入金4,277万円の減額のほか、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金165万3,000円の増額及び国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の前年度精算に伴う繰入れによるものであります。

19款繰越金3億2,160万4,000円の増額は、令和6年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入200万円の増額は、地域防災組織育成助成事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業補助金の追加であります。

21款市債5億2,170万円の増額は、過疎債配分額の決定等に伴う市債充当額の調整により、多目的スポーツフィールド整備事業債を3億4,490万円増額、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債を3,130万円増額するほか、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化整備事業に対する社会教育施設等整備事業債1億3,500万円及び津波避難タワー整備事業債2,290万円のそれぞれの追加が主なものであります。

次に、３ページを御覧ください。歳出であります。

款別の補正額につきましては記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、次ページの歳出明細書で御説明いたします。

４ページのほうを御覧ください。

総務費の一般管理費は、本市に対し、行政事件訴訟法第３条第５項及び同条第６項に基づく不作為の違法確認及び義務づけ請求事件の訴え、こちら、認可地縁団体曾根区の認可処分の取消しを行わないことが違法な不作為ということで提起されたことから、この抗告訴訟に係る弁護士費用として報償費３８万円を増額するものであります。

財産管理費では、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金２億８,６９７万２,０００円、公共施設等基金積立金３,２１６万１,０００円のほか、昨年度の基金充当事業の精算に伴う積み戻し等が主なものであります。

次に、人権啓発推進費は尾鷲市犯罪被害者等支援金４２万５,０００円の追加、次の防災費は自主防災組織整備事業の地域防災組織育成助成事業補助金２００万円の追加、防災危機管理課維持管理経費ではＪアラート受信機更新業務委託料２６６万８,０００円、防災対策費では三重県防災行政無線設備更新負担金３６６万３,０００円のそれぞれ追加、また、防災施設整備事業では、津波避難タワー整備工事請負費１億５,３００万円の追加が主なものであります。

次に、戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム改修業務委託料２９１万５,０００円の追加が主なものであります。

続きまして、民生費は、各事業の前年度精算金のほか、５ページの老人福祉費では、対象者の増加により、老人福祉施設入所者措置費１０２万４,０００円を増額であります。

次に、農林水産事業費は、農地費で岡野川第一農業用水路清掃・点検調査業務委託料１８２万円の追加、水産振興費では、企業版ふるさと納税を活用した藻類養殖試験業務委託料１,０００万１,０００円の追加であります。

次に、土木費は住宅管理費で市営住宅修繕料１４０万円の増額、次の消防費の常備消防費で三重紀北消防組合負担金８６万円の増額は、前年度の精算のほか、消防本部、尾鷲消防署の移転用地購入費及びこれに対する地方債の額の変更等によるものであります。

次に、教育費は、社会教育総務費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に係る工事請負費１億円のほか、同工事に係る監理等業務委託料４８６万３,

０００円の追加、また、中央公民館こどものリビングルーム設計業務委託料として２９５万７，０００円の追加であります。

次の公債費につきまして、前年度の市債借入額及び利率の確定に伴う元金及び利子の減額であります。

次に、６ページを御覧ください。債務負担行為補正であります。

追加３件でありまして、資源収集車購入費は、期間を令和８年度から令和９年度、限度額を１，０８９万円と定めるもの、また、尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託及びその下の同工事につきましては、期間を令和８年度、限度額をそれぞれ１，９４５万円及び９億６，９３５万４，０００円と定めるものであります。

続きまして、７ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ５，５８１万８，０００円の追加で、歳入につきましては、５款繰越金４，６５５万６，０００円の増額、また、７款国庫支出金９２６万２，０００円の追加は、システム改修費に対する子ども・子育て支援事業費補助金であります。

歳出につきましては、１款総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料９２６万２，０００円の追加、６款基金積立金１，９２２万円の増額、また、８款諸支出金２，７３３万６，０００円の増額は、普通交付金前年度精算金２，４４７万５，０００円、一般会計繰出金２４６万２，０００円の増額が主なものであります。

次に、８ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ１，４７５万５，０００円の追加で、歳入につきましては、３款繰越金９６２万９，０００円の増額、５款国庫支出金５１２万６，０００円の追加は、システム改修費に対する子ども・子育て支援事業費補助金であります。

歳出につきましては、１款総務費５１２万６，０００円の増額は、総合住民情報システム改修業務委託料の追加、２款広域連合費負担金が７８８万１，０００円の増額、３款諸支出金１７４万８，０００円の増額は、一般会計への繰出金であります。

補正予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書に戻っていただきまして、議案書の２６ページを御覧ください。

議案第５９号「令和６年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、

28ページの議案第61号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましてはいずれも、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、29ページを御覧ください。

議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」につきましては、予定価格が2,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の30ページを御覧ください。

議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、内山善嗣氏が、任期、本年10月8日に満了となることから、引き続き教育委員に再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書の32ページを御覧ください。

報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」につきましては、本市の令和6年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであり、33ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じておりません。

次に、34ページの報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものであります。

以上をもちまして提出議案の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

ただいまの議案説明について、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、次に、会期及び議事日程（案）について、事務局のほうから説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、９月９日火曜日から１０月３日金曜日までの２５日間でございます。

会議はいずれも午前１０時開会とさせていただきます。

９月９日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明（審議留保）、これは、先ほど執行部から説明がございました議案第５０号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第６２号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」までの計１３議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第６３号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」でございます。取扱いにつきましては、議案上程、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略の上、討論、採決を行う予定とさせていただきます。

続きまして、報告、質疑、これは、報告第１２号「令和６年度健全化判断比率及び令和６年度資金不足比率の報告について」及び報告第１３号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和６年度事業報告及び決算について」の報告２件についてでございます。

次に、９月１０日水曜日から１２日金曜日までは議案調査、１３日から１５日は土日などのため休会となります。

１６日火曜日午前１０時より本会議を再開していただきまして、９月９日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

１９日金曜日から土日などを挟みまして１０月１日水曜日まで行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

なお、９月２２日月曜日は、大阪・関西万博におきまして２２日に実施される「～三重のおまつり大集合！～ＭＩＥフェスティバル i n ＥＸＰＯ」に尾鷲ヤーヤ祭りが選定され、三重県知事、加藤市長などが参加予定のため休会としております。

次に、１０月２日木曜日は予備日とし、１０月３日金曜日午前１０時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

次に、各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せによりまして、９月１０日水曜日の午前１１時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第６３号、報告第１２号及び報告第１３号につきましては９月８日月曜日の午前１１時、その他の議案につきましては９月１０日水曜日の午前１１時までとさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第６３号につきましては９月８日月曜日の午前１１時、その他の議案につきましては１０月２日木曜日の午前１１時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認ください。

なお、定例会開会日である９月９日には、９時１５分から市役所の正面玄関前におきまして、議会と執行部の集合写真の撮影を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

議事日程等に関する説明は以上でございます。

何か御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようでございますので、それでは引き続きまして、行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席についての説明をお願いいたします。

○森本総務課長　　決算関連議案に係る説明員につきましては、例年どおり、代表監査からの決算審査意見書時におきまして市長・副市長出席とさせていただき、各課の決算審査において、市長、副市長を除く担当課長からの説明とさせていただきたいと考えております。

○南委員長　　ありがとうございました。

取りあえず執行部からの定例会に関わる議案等の説明は以上でございます。

他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　なければ議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（午前１０時２５分　閉会）